



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 日本シイエムケイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 高井 建郎
(コード番号 6958 東証第 1 部)
問合せ先 人事総務部長 河島 正紀
(TEL. 03-5323-0231)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社第 55 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 環境への配慮および保有資産の有効活用を目的として太陽光発電を開始したことに伴い、現行定款第 2 条（目的）につきまして目的事項の追加を行うものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することが可能となりましたため、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 28 条（取締役の責任免除）に第 2 項を新設し、第 36 条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。なお、第 28 条第 2 項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日

以 上

別紙【定款変更の内容】

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(15) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(16)</u> 上記各号に附帯する一切の業務</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の責任免除) 第36条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(15) (現行どおり)</p> <p><u>(16) 再生可能エネルギー等による発電および電気の供給、販売</u></p> <p><u>(17)</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 当社は、会社法427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第36条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>

以 上